

(自治会・自主防災組織及び民生委員児童委員のための)

# 避難行動要支援者マニュアル

令和3年4月

平塚市



## 目次

1	地域による避難行動要支援者の支援体制構築について	1
2	平塚市避難行動要支援者支援制度とその対象者	1
3	平塚市避難行動要支援者名簿と個別計画	2
4	登録から個別計画作成までの流れと地域の役割	3
5	訓練の実施	10
6	支援の実施例	11
7	情報の管理と更新	12
8	Q & A	13
9	終わりに	15

## 1 地域による避難行動要支援者の支援体制構築について

近年の台風・豪雨災害や大地震では、自力（自助）での避難が困難な高齢者の方や障がい者の方など、避難行動要支援者が犠牲になるケースが全国的に多く見られ、平成23年（2011年）の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上っています。また、阪神・淡路大震災では、98%の人が、自力（自助）または近所の人助け合い（共助）により倒壊家屋から脱出し、消防・警察などにより救助された人（公助）は2%以下といわれています。こうしたことから、近隣住民同士、地域で助け合うための事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが重要であることが明らかになり、平成25年に災害対策基本法が改正され、全国の市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられました。

今後さらに進展する高齢化に備え、地域での避難行動要支援者支援体制の構築に役立てていただくため、市では「平塚市避難行動要支援者避難支援指針」（以下、「指針」と言う。）を令和2年2月に策定し、令和2年6月から旧制度登録者に新制度への同意の取り直しを実施しました。

本マニュアルは、「平塚市避難行動要支援者名簿」を活用することで、平常時から地域住民の方々が避難行動要支援者を把握し、災害時には避難支援等を実施する体制を構築するための具体例を示し、地域での支援体制の構築が推進されることを目的として作成しました。別添取組事例集と併せ、地域による避難行動要支援者の支援体制構築の参考としていただき、支えあい、助けあい活動の一助となれば幸いです。

## 2 平塚市避難行動要支援者支援制度

### （1）平塚市避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者対策は、平常時に避難行動要支援者の方の身体状況などの情報をもとに災害発生時の支援内容を決めておくことを基本としており、令和2年2月に策定した指針に基づいて、避難行動要支援者対策を進めていきます。この制度は、避難行動要支援者の方に平塚市に御自身についての情報を登録していただき、その情報を地域と共有することで支援対策（個別計画）を作成することを目的とする平塚市の避難行動要支援者対策の要となる制度です。

この制度によって平常時において、地域の避難行動要支援者の所在や状況を地域で把握することができ、災害時の支援に役立てることができます。

### （2）平塚市避難行動要支援者の定義

平塚市が定義する避難行動要支援者は、次のページの要件のいずれかに該当する方のうち、災害時に一人で避難することが困難な方です。

なお、特別養護老人ホーム等の要配慮者利用施設に長期入所している方や長期入院している方については、当該施設内での共助によって安全確保等の対応が可能であると考えられるため、対象者としていません。

## 平塚市避難行動要支援者の要件

- ① 75歳以上のひとり暮らしの者
- ② 介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている者
- ③ 次の障がい者手帳を所持している者
  - ・ 身体障がいの程度が1級又は2級の者
  - ・ 知的障がいの程度がA1又はA2の者
  - ・ 精神障がいの程度が1級の者
- ④ 指定難病医療費支給認定患者（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）、小児慢性特定疾病児童等（医療的ケアが必要な者）
- ⑤ 「平塚市避難行動要支援者登録制度」「平塚市災害時要援護者登録制度」登録者のうち、本制度への登録に同意する者
- ⑥ 前各号に掲げる者のほか災害時において支援が必要な者

（指針5ページより抜粋）

## 3 平塚市避難行動要支援者名簿と個別計画

### （1）平塚市避難行動要支援者名簿

市に避難行動要支援者支援制度届出書兼同意書を提出された方の名簿です。単位自治会のエリア、民生委員児童委員の担当エリア内の登録者の名簿を、年1回提供いたします。自治会長・民生委員児童委員の他にも、令和2年10月から、平塚市消防本部及び平塚市消防団、神奈川県平塚警察署、高齢者よろず相談センター、平塚市社会福祉協議会に提供いたします。なお、（1）名簿と（2）個別計画は個人情報が含まれますので、取り扱いに御注意ください。

### 「平塚市避難行動要支援者名簿」のイメージ

（表紙）

（内容）

**避難行動要支援者名簿（自治会別）** 正

令和2年9月14日現在

自治会名称：\*自治会名（天沢）\*

**【重要】名簿の取り扱いについて**

- 1 名簿は、避難行動要支援者の支援を目的に、本人からの申請を受け作成したものです。目的外の利用には使わないでください。
- 2 名簿に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはいけません。また、支援をする役割を離れた後も、同様とします。
- 3 名簿を紛失しないように適切な管理をするとともに、その内容を支援に関係ない者に知られないよう厳密に管理してください。
- 4 もし名簿を紛失したときは、平塚市福祉総務課までご連絡ください。
- 5 名簿の複製は、個人情報保護の観点から禁止します。

この内容に関する問い合わせ  
平塚市役所 230-1111（代表）  
災害対策課（内線2633）

\*自治会地区別コード\*

平塚市 → 自治会概要

避難行動要支援者名簿（自治会別）

自治会名称：〇〇自治会 令和2年9月14日現在

氏名	性別	年齢	住所	電話番号	担当
1 △△ 花子	女	65歳	平塚 太郎 1-1-1	01-XXXX-XXXX	民生委員
2 △△ 花子	女	68歳	天沼 花子 1-1-1	01-XXXX-XXXX	消防団員
3 △△ 花子	男	65歳	平塚 太郎 1-1-1	01-XXXX-XXXX	消防団員

11ページ

（指針15～21ページ参照）

## (2) 個別計画（登録台帳（写））

避難行動要支援者支援制度に基づいて登録された情報を市と地域で共有して、避難行動要支援者一人一人に対して必要な支援の内容を記したカード（ピンク色のカード）のことで、市から「避難行動要支援者避難支援登録台帳（写）《個別計画》」（以下、「登録台帳（写）」と言う。）として自治会と民生委員児童委員に提供いたします。この登録台帳（写）を、自治会等の地域関係者が中心となり避難支援者（避難支援者とは、災害発生時等に実際に避難行動要支援者の避難支援（避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認等）をする方のことです）を選出し、避難行動要支援者本人の意見も取り入れながら足りない部分や必要な事項を記入し、避難行動要支援者の状況や地域の状況にあった登録台帳（写）を作ることにより、一人一人の支援体制を構築することが大切です。

### 「登録台帳（写）」のイメージ

（表面）

避難行動要支援者避難支援登録台帳(写)  
《個別計画》

登録ID: 11695  
入力日(更新日): 2020/09/22

民生委員氏名 民生委員なし 自治会名称 自治会なし  
高齢者ふくみ相談センター名称 伊予のき

【登録行動要支援者本人の情報】

氏名	平塚 太郎	性別	男	電話	23-1111	生年月日(西暦)	
住所	〒1924-0210 伊予市 津原町9番1号						

○要支援要件  
避難支援登録者

【家族構成】

家族構成(日中)	2人	家族構成(夜間)	2人
----------	----	----------	----

【家族連絡先】

氏名1	平塚 花子	続柄1	奥女	連絡先(自宅等)	なし
氏名2		続柄2		連絡先(仕事等)	23-11234

【避難支援者】

氏名1		住所1	
電話1			
氏名2		住所2	
電話2			

伊予市 ー 自治会 ー 避難支援者等

（裏面）

【支援が必要となる理由】  
災害情報を受け取ることや危険を察知することが難しい。  
(自由記載)

【特記事項】  
算が通り

◆この台帳(写)の取扱いについて(重要)◆  
-この台帳(写)は、避難行動要支援者の個人情報ですので、第三者に対して情報が漏れることのないよう厳重な管理をお願いします。  
-この台帳(写)を紛失・汚損した場合は、速やかに市福祉総務課にご連絡ください。  
-記載されている情報に変更等が生じた場合は、市福祉総務課にご連絡ください。

伊予市災害対策課  
電話 23-3734(直通)  
FAX 23-1123

掲載日: 2020年9月22日

（指針22～26ページ参照）

## 4 登録から個別計画作成までの流れと地域の役割

（指針第2編第1章参照）

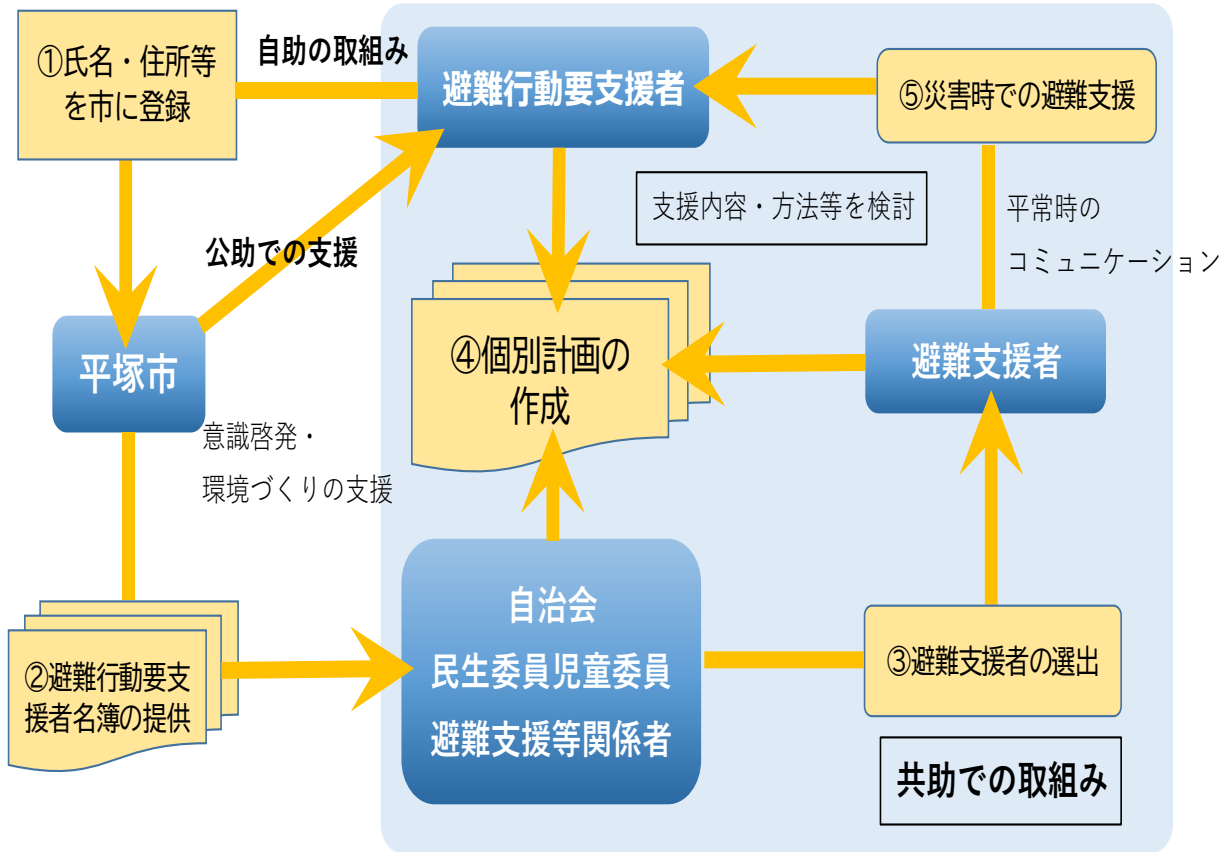
### (1) 登録から個別計画作成までの流れ

この制度では、避難行動要支援者自身による「自助の取組み」と、自治会や民生委員児童委員等の「共助での取組み」と、市や高齢者よろず相談センター等の「公助での支援」が必要であり、自助・共助・公助を組み合わせることで支援をすることが大切です。

また、市は、この制度についての住民への周知などを通して登録を希望される方が確実に登録できるよう環境づくりを進めるとともに、情報の収集・提供や個別計画作成に必要な地域関係者への支援を行います。一方、地域では、回覧等を通じて住民の方に対する防災についての啓発等を通じて協力を仰ぐとともに、提供された情報をもとに関係者と連携しながら避難支援者を決め、個別計画の作成を進めます。

避難支援者の方は、災害発生時に、個別計画をもとにして避難行動要支援者の支援に当たることに加え、普段から支援する方への声かけや見守りをお願いいたします。支援制度に基づいた登録から個別計画作成までの流れは、次のようになります。

【参考】個別計画の作成と支援のイメージ



(指針22ページより抜粋)

【イメージの説明】

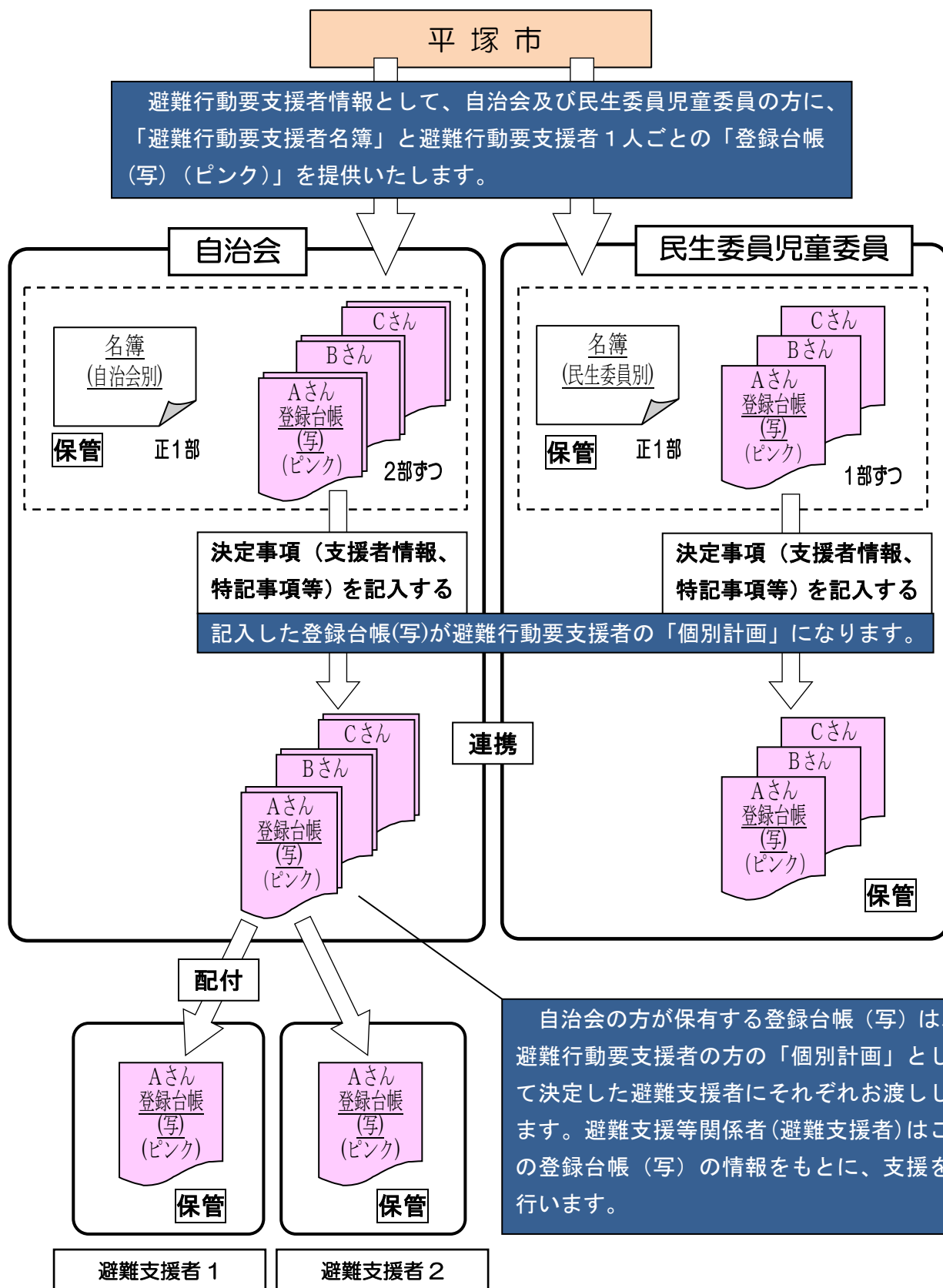
**①氏名・住所等を市に登録** 平塚市避難行動要支援者の要件に該当し、災害時に一人で避難することが困難で、避難行動要支援者支援制度への登録を望む方は、市に登録の届出をします。(参考：指針16ページ)

**②避難行動要支援者名簿の提供** 市では、登録された情報をもとに、各単位自治会・民生委員児童委員区域内的避難行動要支援者一人一人の情報が記載された「避難行動要支援者名簿」を各単位自治会長・民生委員児童委員に1部、「登録台帳(写)」を各単位自治会長へ2部(1部は避難支援者用)、民生委員児童委員へ1部、配付します。

これらの名簿等は、1年に1度、単位自治会長と民生委員児童委員に避難行動要支援者情報を提供(登録者がいる地区のみ)いたします。

(参考：指針19ページ)

【参考】避難行動要支援者名簿等の書類の流れ



※この書類の流れは、避難行動要支援者1人に対し2人の避難支援等関係者 (避難支援者) が決定した場合の参考例です。なお、登録台帳 (写) については、自治会で保管することも可能です。各地域の実情に合った方法で適切な管理をしてください。

### ③避難支援者の選出

避難支援等関係者（自治会・民生委員児童委員等）が、次に掲げるマッチング方式やチームディフェンス方式を参考に、二つの方式を併用することなども含め、地域に合った方法により避難支援者を選出してください。

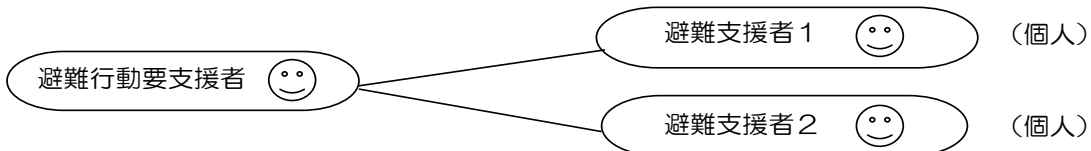
- 避難支援者の選出にあたっては、避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであって責任を伴うものではないことを避難行動要支援者と避難支援者の双方に伝えてください。
- 避難支援者の不在や被災等により、避難行動要支援者への支援が困難となる場合もあるため、避難行動要支援者の安全な避難には、避難行動要支援者のできる範囲での自助が必要不可欠であることについて、避難行動要支援者と避難支援者の双方に十分な理解を得てください。
- 避難支援者の選出にあたっては、支援者の選出方法は2通りあります。マッチング方式とチームディフェンス方式となります。マッチング方式で要支援者の自宅から距離ができるだけ近い方を選ぶことや、チームディフェンス方式を採用し、組単位等の集団を避難支援者として選定するなどの方法が考えられますが、それぞれの地域の特色等を考慮しながら、地域に合った方法で進めることが重要です。

（参考：指針23ページ）

#### 【マッチング方式とチームディフェンス方式のイメージ】

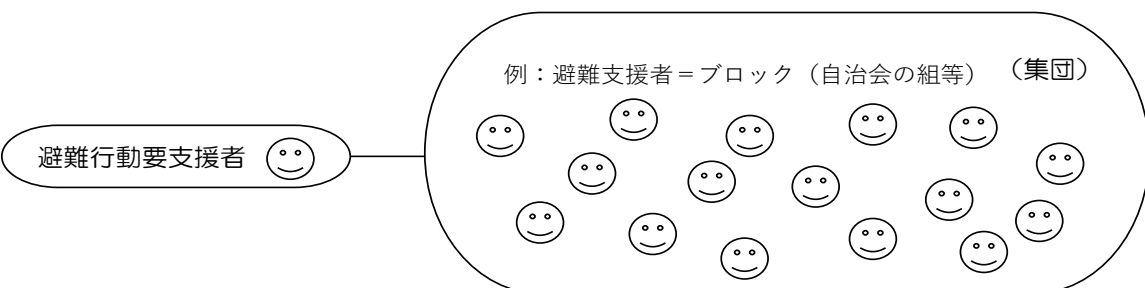
#### マッチング方式とチームディフェンス方式

##### ア マッチング方式



（避難支援者1～2人を決める。避難支援者1～2人で避難行動要支援者1人の支援を行う。）

##### イ チームディフェンス方式



（避難支援者はブロック（例えば自治会の組等）が考えられる。災害時に一時（いっとき）避難場所等に集まったメンバー（集団）で避難行動要支援者の支援を行う。）

（指針24ページより抜粋）

【参考】マッチング方式とチームディフェンス方式の比較

	マッチング方式	チームディフェンス方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者に対し、個別に1～2名程度の避難支援者を決める方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者に対し、自治会（自主防災組織）の組等の複数のメンバーで避難支援を行う方式</li> </ul>
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者自身が制度登録時に、近隣住民等に了解を取り、避難支援者を決めておく。</li> <li>避難支援者がいない場合（避難行動要支援者自身が頼める方がいない場合）は、自治会や民生委員児童委員等の地域が主となって、近隣住民の中で避難支援者を選出する。</li> <li>災害発生時、1～2名程度の避難支援者が避難行動要支援者の支援を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に、避難行動要支援者の住む地域ごとに小さなブロック（10～20世帯程度、自治会なら「組」等が該当）に分け、ブロックごとにリーダーを決め、そのブロックのメンバーを避難支援者とする。ブロックリーダー（組長等）とブロックのメンバーが、あらかじめ参集場所（いっとき避難場所）や避難行動要支援者の避難方法（安否確認手順）を決めておく。個別計画の内容は、避難行動要支援者にも伝えておく。</li> </ul>
個人情報の提供の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者情報（名簿情報及び個別計画）の共有の範囲としては、自治会長・民生委員児童委員と（避難行動要支援者ごとの）避難支援者となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会長とブロックリーダー（組長等）が避難行動要支援者情報（名簿情報及び個別計画）を把握し、ブロックのメンバーは日ごろからの顔の見える関係を作るために、名簿情報までの提供にとどめることが考えられる。</li> </ul>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難支援者が個別に決まっていることから、誰が支援するのか分かりやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時等、地域にいるメンバーで安否確認等を行うため、避難支援者が不在であるリスクが軽減する。</li> <li>出来る範囲で避難行動要支援者だけではなくブロック内の地域全体の安否確認等を行うことにより、地域全体で共助に取り組むことが期待できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時等に支援者が仕事等のため不在の場合、安否確認等をする者がいないリスクがある。</li> <li>避難支援者が少ないため、個人への心理的負担が重い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の情報が多くの方に共有されることになり、管理を徹底する必要がある（自治会や民生委員児童委員、避難支援者への個人情報提供の同意は、市が、届出書兼同意書で取得済み）。</li> </ul>

（指針23～24ページ参照）



★コラム★【兵庫県神戸市の事例】

神戸市では、避難行動要支援者の安全が確認できたら家の扉に「緑」シール、救助や支援の必要があれば「赤」シールを貼り1人が避難行動要支援者に連れ添い災害対策本部に連絡をし、安否確認ができなかった場合は「黄」のシールを貼り、「黄」シールが3枚貼られていることを確認したら本部に連絡して救助要請する等の工夫をしています。その他の取組については、取組事例集を御参照ください。

④個別計画の作成

個別計画の作成にあたっては、普段から避難行動要支援者の見守り活動を行っている地域を担当する民生委員児童委員（民生委員児童委員にも同様の情報が提供される）と自治会が連携し、必要な情報交換を行うことで、より詳細な避難行動要支援者の方のニーズをお互いに把握することができます。流れは次のとおりです。

- 市から名簿と登録台帳（写）が届いたら、自治会と民生委員が集まって今後の支援について検討し、それぞれの役割分担を決めてください。
- 【役割分担の例】  
自治会：避難支援者決め  
民生委員児童委員：訪問等
- 市からお渡しした登録台帳（写）（上図参照）に手書きで必要な事項を記入したものが個別計画です。避難行動要支援者本人との面会により登録台帳（写）に未記入の情報やその他支援に必要な情報を記入してください。
- 登録台帳（写）は自治会と民生委員児童委員に送付しておりますので、両者で連携しながら、それぞれ同じ情報が記入されるようにしてください。
- 作成した個別計画（登録台帳（写））は、各避難支援者が1部保有してください（流れについては、5ページの図を御参照ください）。これにより自治会には名簿のみが残ることとなります。

避難行動要支援者避難支援登録台帳(写)  
《個別計画》

登録ID: 11695  
入力日(更新日): 2020/09/22

民生委員氏名: 民生委員なし 自治会名称: 自治会なし  
高齢者よろず相談センター名称: ゆりのき

【避難行動要支援者本人の情報】			
氏名	平塚 太郎	性別	男
電話	23-1111	生年月日(西暦)	1924/03/10
FAX	21-1525		
住所	浅間町9番1号		
◇要支援要件 旧制度登録者			

【家族構成】			
家族構成(日中)	2人	家族構成(夜間)	2人
【緊急連絡先】			
氏名1	平塚 花子	続柄1	長女
		連絡先1(自宅等)	なし
		連絡先1(携帯)	21-9734
氏名2		続柄2	連絡先2(自宅等)
			連絡先2(携帯)

【避難支援者】	
氏名1	住所1
電話1	
氏名2	住所2
電話2	

この登録台帳（写）（表面）の場合、「避難支援者」が決まっていないため、地域（自治会・民生委員児童委員）と避難行動要支援者本人で話し合い、避難支援者（支援方法）を決定し、記入してください。

また、難病患者の場合は平塚市災害対策課に連絡し、神奈川県平塚保健福祉事務所と合同で個別の支援方法を検討してください。

なお、個別計画の作成状況（避難支援者の決定状況）については、毎年1回、市から自治会長に照会を行います。

## ⑤災害時での避難支援

災害発生時に、避難支援者の方に行っていただく避難支援は、主に情報伝達、安否確認、避難支援（救出・救助含む）の3つです。

避難行動要支援者の安全を確保するためには、避難行動要支援者それぞれの状況（たとえば要介護度、障がいの内容や程度など）に応じた支援が必要となります。

災害時にこのような支援を迅速に行うためには、要支援者の状況・状態によって必要となる支援内容や程度が異なるため、平常時から地域の避難行動要支援者を把握し、支援方法を話し合い、事前に避難行動要支援者の連絡先や、親族等の緊急時連絡先、避難時に配慮しなければならない事項などを確認しておくことが有効です。

（参考：指針33ページ）

### ア 情報伝達

災害の情報把握に支援が必要な方に対して、避難情報等の情報提供を行います。



#### ※避難情報の収集手段について

気象情報や平塚市が大きな被害が予想される場合などに発令する避難情報は、防災行政無線、ホームページやツイッター、ほっとメールひらつか、緊急速報メール、FM 湘南ナパサ、Lアラート等で提供されます。

### イ 安否確認

災害時に、電話や訪問により安否確認を行います。



### ウ 避難支援（救出・救助含む）

自宅の損壊や避難情報の発令により、自宅に留まることができない場合に、一人や家族の支援のみでは避難が困難な方に対して、自宅等から避難場所等安全な場所までの移動の支援を行います。



#### ※避難支援者の安全確保について

- 避難支援者となっても、支援を行う法的義務を負うものではありません。
- 避難支援者となった方は、災害時にはまず自分の身の安全を確保してください。
- 避難支援者自身の安全を確保した上で、上記ア～ウの災害時の支援を可能な範囲で行ってください。
- 上記ア～ウの支援は必要に応じて行うため、全て行う必要はありません。

## 5 訓練の実施

別添取組事例集にある、あんしんカードや要支援者マップ（明細地図等に避難行動要支援者と避難支援者の地図を落とし込み、避難所までの経路を記載する）を作り、個別計画と共に、地域の防災訓練に取り入れるなど、災害を想定した訓練を実施しましょう。なお、平塚市災害対策課では、地域の防災訓練の相談・講師派遣等により訓練の指導・支援を行っています。

### （ア）情報伝達訓練

避難情報が発令された場合など、避難行動要支援者へ伝達する情報の確認方法や、避難行動要支援者への連絡方法を確認します。

### （イ）安否確認訓練

あんしんカードや要支援者マップを利用した避難行動要支援者への安否確認の実施方法や安否情報の集約の方法を確認します。ただし、訓練に当たって必要な情報の共有に関しては、避難行動要支援者の協力と同意を得ましょう。

### （ウ）避難支援訓練

要支援者マップ等を利用して指定避難所等の安全な場所までの避難経路の確認や、避難経路を実際に歩いて危険個所の確認を行いましょう。避難行動要支援者の同意を得て、実際に避難誘導（移送）してみるのもよいでしょう。

#### ★コラム★【あんしんカードと要支援者マップ】

大神地区では、「災害時避難支援表『大神安心カード』」を作成し、表面に避難行動要支援者・避難支援者の情報、裏面に避難経路や要支援者宅に隣組長等が安否確認・避難支援に訪れることを図示し、毎年11月、要支援者、避難支援者、隣組長に配付しています（あんしんカードについては他地区でも事例有）。

また、大神地区や須賀新田自治会等では「避難行動要支援者支援マップ」を作成し、明細地図等に避難行動要支援者と避難支援者の地図を落とし込み、両者の位置と避難所までの経路等について、地域や避難行動要支援者と共有しています。

（取組事例集9～10ページ参照。）

## 6 支援の実施例

災害発生時、避難行動要支援者の方は、情報収集や自力での避難場所等への避難が困難となることから、地域ぐるみで情報伝達や安否確認を行う必要があります。

なお、避難行動要支援者や避難支援者以外の地域の方については、指定緊急避難場所や指定避難所で運営に御協力をお願いいたします。

また、次のとおり災害の種類に応じて必要な支援は異なります。

### (1) 風水害での支援

- ・台風や豪雨などの風水害により、家屋が浸水するなど、支援を必要とする方が取り残される場合があります。
- ・避難支援者は、市の避難情報のうち「警戒レベル3」である「避難準備・高齢者等避難開始」が発表されたら、支援することになっている避難行動要支援者へ避難情報等の情報伝達や必要に応じて安否確認（電話、訪問等）をして、必要に応じて避難所への避難支援を行ってください。
- ・ただし、洪水ハザードマップ上、浸水が想定されていない場合や、風雨が激しく外に出ることが危険な場合等、避難所に行くリスクが高い場合は、自宅の中で2階以上に垂直避難をするなど、身の安全を確保できる場所への避難支援を行ってください。

### (2) 土砂災害での支援

- ・大雨などにより、急傾斜地が崩壊して家屋などが土砂に巻き込まれる可能性があります。
- ・避難支援者は、避難行動要支援者の方の自宅について、平常時から土砂ハザードマップを確認し、土砂災害リスクの確認をお願いいたします。
- ・避難支援者の方は、市の避難情報のうち「警戒レベル3」である「避難準備・高齢者等避難開始」が発表されたら、支援することになっている避難行動要支援者に情報伝達を行い、必要に応じて早めに避難所への避難支援を行ってください。また、市から避難情報のうち土砂災害の「警戒レベル4（市町村から「避難勧告」や「避難指示（緊急）」が発令された段階）」や「大雨警報（土砂）」が発表された場合、情報を避難行動要支援者に伝えた上で、あらかじめ指定緊急避難場所等への避難を必要に応じて呼びかけ、必要に応じて避難支援をお願いいたします。

### (3) 避難を必要とする大地震での支援

- ・大きな地震の場合、家具の転倒、家屋の倒壊などにより、避難行動要支援者の方が建物の中で負傷することや、閉じ込められる可能性があります。また、余震に不安がある方や、電気・ガス・水道などのライフラインが止まることにより、避難を必要としている方がいる場合があります。
- ・避難支援者の方は、自分自身や家族の身の安全を確保した後、あらかじめ個別計画や地域で定められた方法で、支援することになっている避難行動要支援者

の方の安否確認や救出・救助作業を行い、必要に応じて避難所への避難支援を行ってください。

- ・避難支援者は、大地震による津波等の被害の恐れがないか、平常時から津波ハザードマップ等で災害リスクの確認をお願いいたします。
- ・その他の地域の方は、指定緊急避難場所や指定避難所で運営に御協力ください。

#### (4) 避難所での対応（参考）

避難所では、地域（自治会）を中心に、避難所を運営していただきます。避難所を運営する中で、避難行動要支援者の個別計画にある身体状況や日常的に受けている保健福祉サービス等の内容を考慮し、必要な支援をお願いいたします。

なお、避難行動要支援者制度は、避難所に避難するまでが制度の目的です。

避難後の避難生活支援のうち、指定避難所については、地域を中心に運営します（避難所運営委員会により指定避難所運営マニュアルが作られていますので、ここでは詳しくは記載しません）。福祉避難所については、平塚市でマニュアル等を作成しています。

## 7 情報の管理と更新

### (1) 情報の受領時

市が自治会と民生委員児童委員に年1回提供する「避難行動要支援者名簿」等の情報は、避難行動要支援者の身体状況等の詳細な個人情報です。個人情報保護の観点から、情報の受領時には、平塚市避難行動要支援者支援制度実施要綱に基づいて、受領書（様式第4号）を御提出ください。

### (2) 登録情報の変更時

お持ちの「避難行動要支援者名簿」等の情報に変更（転居など）が生じた場合は登録内容変更・抹消届出書（様式第2号）により、市に情報提供してください。

### (3) 登録情報の抹消時

お持ちの「避難行動要支援者名簿」に掲載されている方が施設に入所した場合やお亡くなりになったことが判明した場合は、登録内容変更・抹消届出書（様式第2号）により、市まで御提供ください。必要のなくなった台帳（写）については、市に御返却ください。

なお、市が職権で知りえた登録抹消者の情報については、「避難行動要支援者名簿」更新時に情報提供いたしますので、登録抹消者の台帳（写）を市まで御返却ください。

### (4) 名簿の更新時

年1回、「避難行動要支援者名簿」等を自治会と民生委員児童委員に提供いたしますので、古い名簿を市に御返却いただき、新しい名簿に差し替えてください。

また、4か月に1回、新規に登録された方の「追加名簿」を自治会と民生委員児童委員に提供いたしますので、「避難行動要支援者名簿」に追加して、管理をしてください。

## 8 Q & A

### Q.1 避難支援者の方は災害時に必ず支援を行わなければならないのですか？

A 避難支援者の方の支援は、あくまでも任意の協力で、責任を伴うものではありません。災害時には、避難支援者の方も被災者となりますので、できる範囲での支援を行ってください。避難行動要支援者の方についても、御自分でできる範囲で災害に対する備えをお願いいたします。

(指針9ページ参照)

### Q.2 自治会未加入の方はどのように取扱いをしたらいいのですか？

A 地域の中での「共助」をもとに支援を行う防災対策であることから、自治会に加入していない方が登録され支援を希望している場合は、自治会加入者と同様に扱っていただくようお願いいたします。

### Q.3 地域で避難支援者が見つからない場合は？

A どうしても見つからない場合には、自治会で情報を保有し、チームディフェンス方式で安否確認を行うなどできる範囲での支援をお願いいたします。

(指針23ページ参照)

### Q.4 選出した避難支援者が転居などにより支援ができなくなった場合は？

A その場合は、新たな支援者を選出していただくこととなりますので、改めて避難行動要支援者本人とも相談し、別の方の選出や別の方法（チームディフェンス方式等）を選出していただくようお願いいたします。

(指針23ページ参照)

### Q.5 避難行動要支援者の支援は、行政がやるべき仕事なのではないですか？

A 行政も全力で支援にあたりますが、行政の迅速な対応（公助）には限界があり、阪神・淡路大震災では98%の人が自力（自助）又は家族や地域住民（共助）により生き埋めから救出されたとされているなど、過去の災害から、公助ではなく

自助・共助が最も有効であることが明らかになっています。行政と地域の皆様が手を携えつつ、平常時から支援体制を整備することが制度の目的です。

(指針4ページ参照)

**Q.6 災害時に避難行動要支援者を支援する余裕がないかもしれません。**

A まずは、自分や家族の安全を確保してください。そのうえで、可能な範囲で、避難行動要支援者の支援をお願いいたします。

(指針7ページ参照)

**Q.7 避難支援者が自治会役員です。役員が毎年変わる自治会等で引継ぎがきちんとされるか不安です。**

A 避難支援者を自治会役員以外から募る方法や、自治会の中で避難行動要支援者班を作るなどの方法を御検討ください。また、避難行動要支援者の担当者が総入れ替えとならないよう、前任者の方は一定期間、新役員の方と共同で担当するなど、支援体制に熟知した方が継続的に携わっていただければ幸いです。

**Q.8 名簿情報についてはこういった活動まで利用可能でしょうか。**

A 名簿情報を利用した避難行動要支援者支援の取組は、災害発生時の避難支援以外にも、平常時から顔の見える関係づくり等、災害時の支援活動に備えた取組を含んでいます。なお、名簿情報を基に避難行動要支援者を訪問する際には、避難行動要支援者支援の目的で訪問したことをお伝えください。

なお、宗教勧誘や訪問販売など、避難行動要支援者支援の取組から逸脱した目的での使用、避難行動要支援者支援の取組以外の目的となりますので、そうした使用はできません。

(指針20～21ページ参照)

**Q.9 名簿や登録台帳(写)をどこに保管すればいいですか？**

A 部外者による持ち出しや、閲覧ができない場所に保管してください。自治会館や避難支援者の自宅の金庫・鍵のかかるキャビネットや机等、施錠可能な場所への保管が望ましいです。

(指針20～21ページ参照)

**Q.10 名簿情報を基に作成した避難行動要支援者マップについて、自治会内で回覧してもいいでしょうか。**

A 自治会内全てではなく、自治会役員や避難支援者など、避難支援等の実施に必要な限度で回覧・提供してください。

(指針32ページ参照)

**Q.11 避難行動要支援者と面識がなく、初めての訪問が不安です。**

A 避難行動要支援者の方が75歳以上ひとり暮らしの場合は、地域の民生委員児童委員と面識があることが多いため、自治会・避難支援者と民生委員児童委員が連携しながら進めてください。対象の方には、あらかじめ手紙をお送りいただくなど、災害時の支援体制構築のため、市から提供を受けた避難行動要支援者名簿に基づき訪問する旨をお伝えください。

**Q.12 難病患者等の専門的な支援が必要な方の対応が不安です。**

A 難病患者の支援については、平塚市災害対策課に御連絡ください。平塚市と神奈川県平塚保健福祉事務所、自治会、民生委員児童委員が連携し支援体制を検討します。その他の重度身体障がい者の方等については、平素から医薬品等の備蓄、医療機関等の緊急連絡方法を確保することが必要となります。災害時の安否確認方法や緊急連絡先への連絡方法、搬送方法等について、避難行動要支援者と話し合いを行ってください。

(指針7ページ参照)

## 9 おわりに

防災や福祉対策として地域の避難行動要支援者の方への支援を行い、地域を守ることが非常に重要であることは言うまでもありません。これら避難行動要支援者対策には、非常に大きな労力を伴うこととなりますが、この制度の趣旨やめざす姿について御理解いただき、市と地域関係者が一丸となって避難行動要支援者対策を推進し、防災でまちづくりを進めたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。